

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、市長は、新市庁舎の建築が、費用及び期間の両面において北仲通南地区を選択することが「最適」であるとする内容の「新市庁舎整備基本構想」を決定したが、北仲通南地区に超高層ビルを建設しなければならないという前提は成立しない。新市庁舎整備基本構想の「港町地区での整備案その 1」以外の案の実現を追求することは、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを要請している地方自治法第 2 条第 14 項及び「経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」とする地方財政法第 4 条第 1 項の各規定に違反する。

したがって、中区北仲通南地区に新市庁舎を建設することを目的とする公金の支出及び地方債の発行をしないよう求めています。

地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項については、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和 53 年 10 月 4 日最高裁判所大法廷判決）。」（平成 17 年 7 月 27 日大阪高等裁判所判決）と判示されています。

監査委員の見解も上記判例と同様であります。したがって、請求人から提出された資料では、市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用していると認められる事実を証する書類が添付されているとは認められません。

なお、請求人は北仲通南地区に超高層ビルを建設しなければならないという前提は成立しないとする理由の一つとして、「敷地譲渡契約」に際し、建築物の建築費用について債務負担行為が議決されていないので契約は無効である旨を主張していますが、債務負担行為の議決が可能な程度に建築概要等が具体化していたことを証する書面が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。